

はじめに

T A C行政書士講座へようこそ！

今まさに、行政書士試験合格へ向けての一步を踏み出されました。

行政書士を目指す理由はさまざまですが、

「行政書士になりたい！」

これはご受講いただく皆様の共通の目標です。

この目標を達成するため、

いよいよ2010年の行政書士本試験合格に向けた学習が始まります。

さあ、私たちT A C行政書士講座とともに、

「行政書士になりたい！」という目標を達成しましょう!!



行政書士試験の概要と 学習指針



1 行政書士試験の概要

→ まず試験の全体像をつかみましょう。

(1) 受験日程（例年）

試験日： 11月の第2日曜日（2010年は11月14日予定）
 時間： 午後1時 ～ 午後4時（3時間）
 受験申込受付期間： 8月上旬 ～ 9月上旬
 受験資格： 特になし（どなたでも受験できます。）
 合格発表： 2011年1月下旬

(2) 2008年度の行政書士本試験結果

□ 受験者数 63,907名（65,157名） 2007年比 -1,250名
 □ 合格者数 4,133名（5,631名） 2007年比 -1,498名
 □ 合格率 6.47%（8.64%）

合格率は、2008年が6%台、2007年が8%台とここ数年単位で見ると高い方で安定してきています。以前は2%台というような低い合格率の時もありましたが、平成18年度から実施されている新試験制度のもとでは、**5%～10%の安定した合格率**が見込まれています。これはこれからの受験者にとっては安心して試験に臨める状況といっているでしょう。

また、行政書士試験は、受験資格がなく、誰でも受けられる試験です。そのため、記念受験や、なんとなく受けている人も数多くいるといわれ、本気で行政書士資格を取ろうと考えている人は、半数以下とも言われます。

合格率が一桁であることを恐れる必要はありません。

法学未経験者でも十分に合格できる試験といえます。

(3) 受験科目・配点 → 例年、300点中180点(60%)以上で合格です!!

- ① 行政書士に必要な法令等(出題数46題-244点/300点) 50%(122点)以上の得点が必要。

基礎法学 — 法律用語・法令用語の基礎知識を問われることが多い。

憲法 — 国家の基本法で、国民の自由、権利の保障、国家組織・運営について定めた法です。

民法 — 一般市民同士の法律関係について広く適用される法律で、「財産法」「身分法」の分野からなります。

行政法

- 一般的法理論 — 行政の組織・活動についての法令および事項。
- 行政手続法 — 許認可などの行政処分、行政指導、届出などに関する手続について定めた法律。
- 行政不服審査法・行政事件訴訟法 — 行政処分の取消しを求める不服申立て等を定めた法律。
- 国家賠償法 — 国の不法行為に対する賠償請求等について定めた法律。
- 地方自治法 — 地方公共団体の組織、運営について定めた法律。

商法 — 商人の法律関係について適用される法律で、商人の活動、会社組織・運営について定めています(会社法を含む)。

《配点》

- 基礎法学 — (2問 8点) 配点(小)・分量(多)・難易度(易)
- 憲法 — (6問 28点) 配点(中)・分量(少)・難易度(易)
- 行政法 — (22問 112点) 配点(大)・分量(多)・難易度(普)
- 民法 — (11問 76点) 配点(大)・分量(多)・難易度(高)
- 商法 — (5問 20点) 配点(小)・分量(多)・難易度(高)

- ② 一般知識等(出題数14題-56点/300点) 40%(24点)以上の得点が必要。

政治・経済・社会

- 国際問題、国内情勢、経済、財政等幅広く出題されています。

情報通信・個人情報保護

- インターネットに関連する内容や個人情報保護法から出題されています。

文章理解 — 要旨・空欄補充・並べ替えなどの問題が出題されています。

《配点》

- 政治・経済・社会 — (6問 24点) 配点(小)・分量(多)・難易度(高)
- 情報通信・個人情報保護 — (5問 20点) 配点(小)・分量(少)・難易度(普)
- 文章理解 — (3問 12点) 配点(小)・分量(多)・難易度(易)

試験科目・出題形式・合格基準（2008年）

試験科目			出題形式			満点	合格基準
			五肢 択一 4点	多肢 選択 8点	40字 記述 20点		
法令科目	基礎法学		2問			8点	122点以上 50%以上
	憲法		5問	1問		28点	
	行政法	一般的な法理論	4問			16点	
		行政手続法	3問			12点	
		行政不服審査法	2問			8点	
		行政事件訴訟法	3問			12点	
		国家賠償法	2問			8点	
		地方自治法	5問			20点	
				2問	1問	36点	
	民法		9問		2問	76点	
	商法		5問			20点	
計			40問 160点	3問 24点	3問 60点	46問 244点	
一般知識	政治・経済・社会		6問			24点	24点以上 40%以上
	情報通信・個人情報保護		5問			20点	
	文章理解		3問			12点	
計			14問 56点			14問 56点	
総計			54問 216点	3問 24点	3問 60点	60問 300点	180点以上 60%以上

2 行政書士試験合格への学習指針（効率的学習法）

(1) まずは、言葉を正確に押さえることから学習を始めましょう。

法律はどのように学習するのがよいのでしょうか。

法律の勉強は、法律用語や法律概念など、専門的な言葉の意味を正確に押さえていくことから、始まります。

条文だって、日本語で書かれているんだから。と侮ってはいけません。

たしかに、法律は日本語で書かれています。ところが、法律学習の中心となる法律条文は、独特の言い回しが用いられていますし、専門的な法律用語や概念も多くでてきます。また、法律を日常生活で意識することはあまりありませんし、法律に接する機会も多くはありません。

そこで、法律を学習するためには、まず、この法律用語や法律概念などを正確に押さえる必要があるわけです。

(2) つぎに、法律の知識を理解して、インプットしていきます。

行政書士試験で問われるのは、法律にはどのようなことが書いてあるのか、裁判所がそれらの法律をどのように解釈しているのかを理解しているかどうかです。

そこで、つぎに、**条文や判例を理解して、インプットすることになります。**

条文や判例は、膨大な数が存在します。しかし、ご心配いりません。行政書士試験で問われるのは、基本的な条文と判例です。

基本的な条文・判例というのは、**T A C行政書士講座・基本テキストに掲載されている条文と判例です。**T A Cでは長年本試験の分析を重ね、行政書士試験に合格するために必要とされる条文と判例を基本テキストに掲載しています。T A Cの基本テキストを信頼していただいて、そこに掲載されている条文と判例をインプットしていきます。

(3) そして、アウトプットで知識をブラッシュアップ。

本試験では、基本的な条文・判例がさまざまな形で問われます。そのため、**インプットした知識がどのような形で問われても答えられるように、実際の問題を解くという作業（アウトプット）を経ることによって、ブラッシュアップする必要があります。**

T A C行政書士講座では、アウトプットの機会を数多く設けています。毎回の授業の復習となるミニテスト、各科目の総復習となる**科目別答練**、本試験形式の直前期の**答練**、**トレーニング（過去問集）**、**アドバンス（発展問題集）**。

問題を解くことは、知識の定着、知識の正確性も高めますから、その意味でも、アウトプットをインプットと同時並行して進めることが、学習の効率性を高めることになります。

「(1) ⇒ (2) ⇒ (3)」を繰り返し繰り返し行うことになります。

(4) 本試験に効率的に合格するため、学習の中心に据えるべき科目の選択

上記のことを繰り返し行うことで学習を進めることになりますが、時間は有限ですから、**必要最小限の時間で、最大限の効果（合格に必要な点数の獲得）をあげる必要があります。**その観点から、各科目にも強弱をつけます。つまり、

- ① 配点が高い科目を得点源にする必要があります。
 - 行政法、民法
- ② 学習分量が少ない科目は、短時間の学習で得点に直結します。
 - 憲法、情報通信・個人情報保護
- ③ 難易度が易しい科目は、短時間の学習で得点に直結します。
 - 憲法



効率的に得点するためには、

「行政法」・「民法」・「憲法」・「情報通信・個人情報保護」を学習の中心に据えることになります。

もちろん、これに加えて、可能な限り他の科目でも点数を獲得できるようにしていくことになります。

(5) 各科目の得点目標の目安

《 法令等 》

【 基礎法学 】	(目標50%以上)	4点／	8点
【 憲法 】	(目標80%以上)	22点／	28点
【 民法 】	(目標60%以上)	46点／	76点
【 行政法 】	(目標80%以上)	90点／	112点
【 商法 】	(目標60%以上)	12点／	20点

《 一般知識等 》

【 政治・経済・社会 】	(目標40%以上)	12点／	24点
【 情報通信・個人情報保護 】	(目標80%以上)	16点／	20点
【 文章理解 】	(目標60%以上)	8点／	12点

3 T A C 行政書士講座・「入門講義」で学ぶこと

「入門講義」は、行政書士試験合格のための最初のインプット講義です。

(1) 「入門講義」の目的は

各法律は体系をもっていますから、その全体像を押さえることで、学習内容を整理することができ、また、法律学習の理解も進みます。

つまり、法律の学習は、まず全体像を大きくつかむことから始めることが、効率を一層高めることになります。

そこで、T A C 行政書士講座では、行政書士試験の主要法令科目となる憲法・民法・行政法について、まず全体像をつかみ、基本講義からの学習を、より効率的に進めていただくために、入門講義を設けています。

具体的には、

- ① 主要法令の全体像
- ② 主要法令における重要用語
- ③ 主要法令の基本的な考え方を学んでいきます。

(2) アウトプットも行います。

合格のためにはインプットに加えてアウトプットの練習が必要です。

そこで、入門講義では、これからアウトプット作業をスムーズに進めていただくため、実際にアウトプットを行っていきます。

インプットした知識を、どのようにアウトプットするのか。学んだ知識を使うことの楽しさ、得点感覚を実感していただきます。

各科目には、過去問が数問掲載されていますので、実際に過去問を解き、アウトプットの楽しさを実感してください。

それでは、法律の勉強を始めましょう！

まずは、各科目を学ぶ前提となる、法の概念や重要な法律用語から学びましょう。

4 法とは何か

(1) 法とは

私達は、その行動を規制し、場合によっては拘束する規律・行動の基準である社会規範（ルール）の中で生活しています。この社会規範（ルール）には、法・慣習・道徳など各種のものがああります。

その1つである「法」とは、公権力が制定したものであり、社会的強制力を伴う社会規範であって、違反すれば、何らかの制裁が予定されているものをいいます。また、「法」は、人の内面ではなく、外に現れた行為を規律する外面的規律でもあります。

「道徳」は、社会的規範ではありますが、社会的強制力は必ずしも伴いません。また、人の内面に着目する内面的規範でもあります。

「慣習」は、社会・共同体の慣行によって成立した規範です。

社会規範

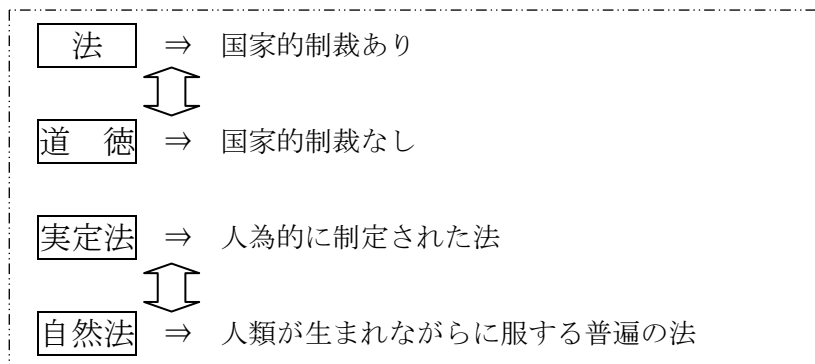
- ・法 → 公権力が制定。制裁が伴う。外面的な規範。
- ・道徳 → 必ずしも制裁は伴わない。内面的な規範。
- ・慣習 → 社会・共同体の慣行によって成立。

(2) 法の分類

① 自然法と実定法

人間の本性（自然）に根ざし、時代や社会を超えて普遍的に通用する法を自然法といいます。これに対するものとして、人間によって人為的に作られ、特定の時代や社会でのみ通用する法のことを実定法といいます。

自然法は、文書化されていませんが、制定された国の法律以前に守るべき根源的ルールとして存在し、時・場所に制約されない普遍的なルールとされています。そして、この自然法から導き出される根本的な権利を自然権と呼びます。つまり、自然権とは、自然法で認められた権利のことで、「人間が生まれながらにもつ当然の権利」のことであり、現代の憲法の基本的人権は、この自然権を明文化したものと解されています。



② 制定法と不文法

実定法には、憲法や法律のように、文書の形で制定され、一定の手続を経て公布された成文法（制定法）だけでなく、慣習法や判例法のように文書にはなっていませんが、法規範としての効力をもつ不文法もあります。これらは、法の形式による分類です。

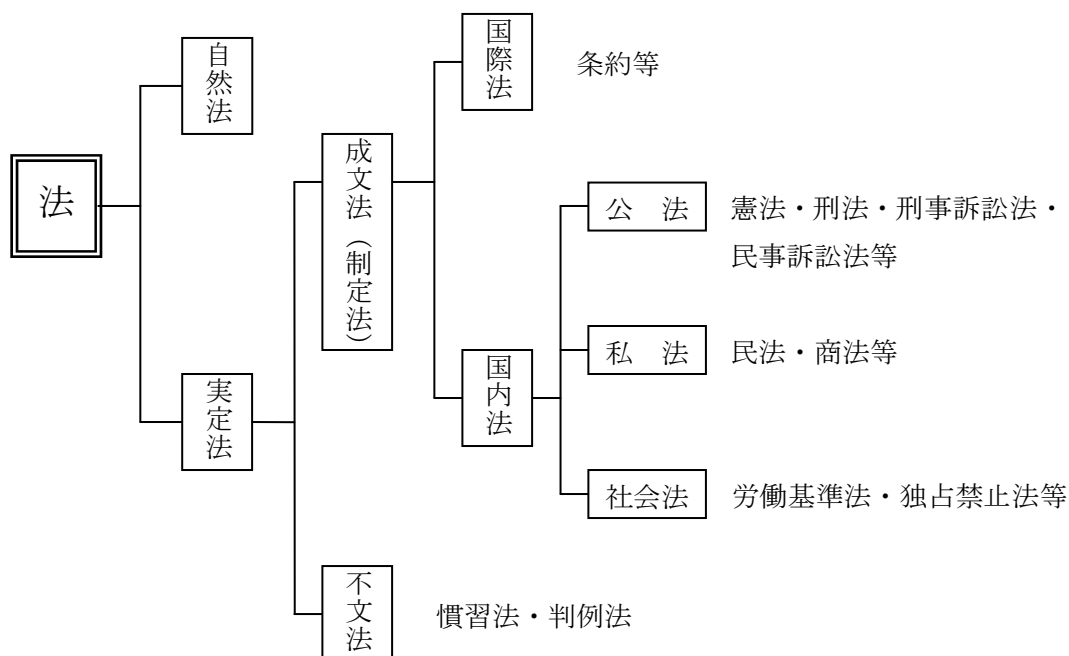
成分法の形式には、憲法や法律の他、国家間の取り決めである条約、国の行政機関が制定する法規範の総称である命令（具体例として、内閣が制定する政令、各省大臣が制定する省令があります）、地方公共団体が制定する法規範である条例などがあります。

③ 公法と私法

規定する対象によって法を分類することも可能です。国家と個人、国家と地方公共団体、国家と国家の間の関係を規律する法を公法といい、憲法・刑法などがあります。これに対して、私人相互の関係を規律する法を私法といい、民法・商法などがあります。

しかし、現在では、公法と私法のどちらの性質も有する社会法と呼ばれる法が多数存在し、公法と私法に二分することは難しくなっています。社会法は、私法の不備を国家の介入で補う法であり、労働基準法などの労働法や独占禁止法などの経済法は、社会法です。

〔法の体系〕



④ 一般法と特別法

ある事項について一般的に規定した法を「一般法」といい、特定の場合に限ってまたは特定の人、地域に限って適用される法を「特別法」といいます。

ある事項について規定する一般法と特別法がある場合、特別法が一般法に優先して適用されます（特別法優位の原則）。

たとえば、建物所有のための土地の賃貸借においては特別法として借地借家法が存在していますので、借地借家法に規定がある事柄については、一般法である民法の賃貸借に関する規定は適用が排除されることになります。

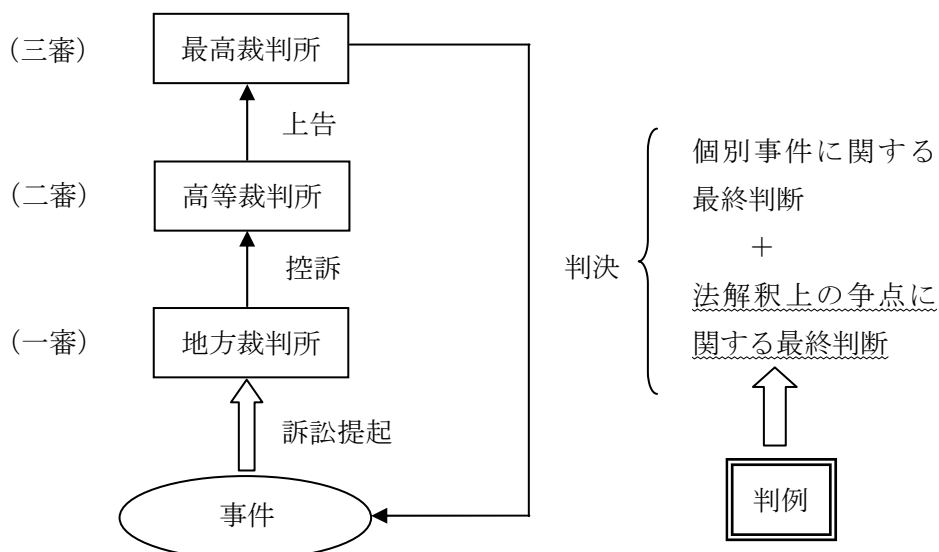
⑤ 判例について

判例とは、一般には、最高裁判所が判決や決定などの形で示した判断の中で規範となる部分を指します。ただし、広い意味では、下級裁判所の裁判例もあわせて判例と呼ぶこともあります。

法律の内容は条文に書かれていますが、必ずしも条文の規定だけで、その内容や適用の可否が明確になっているわけではありません。条文に含まれる抽象的な文言の意味や具体的事例における当該規定の適用の可否などは条文だけではわからないことも多いのです。

そのような場合において、具体的事件を通じて、条文に含まれる抽象的な文言の意味や具体的事例における当該規定の適用の可否を司法機関である裁判所が判断してくれるわけですが、三審制をとる日本においては、下級裁判所の判断は裁判所の最終判断とはいえません。裁判所としての最終判断を出すことができるのは司法機関の頂点に位置する最高裁判所ということになります。

そして、最高裁判所で出された判断である判例がその後の法解釈に決定的役割を果たすため、法律学習において判例を学ぶことが必要となるのです。





憲法を学ぼう



1 憲法の学び方

生徒：行政書士試験の法令科目には、憲法という科目がありますが、試験の中ではどの程度重要なのですか？

先生：配点割合では、試験全体の中で9%程度、法令科目の中でも12%程度の出題となっています。行政法や民法に比べると出題割合は低いです。

生徒：憲法はどのように学習していけばいいのでしょうか。

先生：法令科目に共通することですが、憲法の内容そのものである条文と最高裁判所の判断である判例が学習の中心になります。

生徒：条文と判例が学習対象であることはわかりましたが、その比重はどのように考えていけばいいのですか？

先生：人権では判例が学習の中心になります。一方、統治では条文が学習の中心になりますね。

(1) 憲法の条文構造

前文

第1章	天皇	(1～8条)
第2章	戦争の放棄	(9条)
第3章	国民の権利及び義務	(10～40条)
第4章	国会	(41～64条)
第5章	内閣	(65～75条)
第6章	司法	(76～82条)
第7章	財政	(83～91条)
第8章	地方自治	(92～95条)
第9章	改正	(96条)
第10章	最高法規	(97～99条)
第11章	補則	(100～103条)

第3章の国民の権利義務について定めた部分を、**人権分野**といいます。

第4章からを中心とする国の統治機構について定めた部分を、**統治機構**といいます。

この2つの分野が、行政書士試験の出題の中心です。

(2) 憲法の出題傾向

(出題数)

五肢択一式5問、多肢選択式1問 計6問です。

(出題内容)

条文の知識と判例の理解が問われます。レベル的には易しいといえます。

(出題傾向)

単純な条文知識の問題から、判例知識を問う問題が増え、判例重視の傾向が強くなっています。ただし、判例自体を暗記している必要ではなく、判例の基本的な考え方を理解していれば十分対応可能なものといえます。

また、問題が長文化しているので、法律の文章を読めるように、普段から判例に触れ、法律の文章に慣れておく必要があります。

(3) 憲法＜人権＞の学習方法

人権分野は、条文数は少なく、条文自体も単純ですが、判例が多いのが特徴です。

そのため、人権の学習方法は、

- ① 憲法条文で規定されている人権の内容を押さえること
- ② それぞれの人権で問題となった判例を理解すること
- ③ アウトプットの練習をしながら、知識を定着させること

です。具体的方法です。

(①について)

- ・ 条文を読みましょう。どのような権利が保障されているのかを押さえます。
- ・ 人権の内容を具体的に押さえましょう。基本テキストに書かれている人権の具体的な内容がわかるようになるまで、徹底的に理解します。
- ・ わからないところは、講師に質問しましょう。

(②について)

- ・ 各人権で問題となっている点を押さえます（これを争点・論点と呼びます）。
- ・ 判例がどのように解釈・判断したのかを押さえます。重要ポイントは、太字になっています。太字に注意しながら理解しましょう。

(③について)

- ・ 基本テキスト巻末の復習問題・ミニテスト・過去問を順次解きます。学習進度に合わせて、問題を解き、知識の定着を図ります。
- ・ 科目別答練で力だめしです。科目の学習が一通り終われば、その科目を総復習して、科目別答練で知識が定着しているのかを確認します。
- ・ 本試験形式の答練を受けます。学習が一通り終われば、あとはいよいよ本試験に向けて、本試験での対応を身につけます。

(4) 憲法＜統治機構＞の学習方法

統治機構は、条文からの出題が中心です。

統治機構の条文には、統治のシステムが規定されていますから、そのシステムを覚えることです。

そのため、統治機構の学習方法は、

- ① 統治機構の条文を覚えること
- ② アウトプットの練習をしながら、知識を定着させること

が中心となります。

では、具体的な方法です。

(①について)

- ・ 条文を読みましょう。国家組織の構成を押さえます。
- ・ 統治機構の内容を覚えましょう。統治システムを徹底的に覚えます。

(②について)

- ・ 基本テキスト巻末の復習問題・ミニテスト・過去問を解きます。学習進度に合わせて、問題を解き、知識の定着を図ります。
- ・ 科目別答練で力だめしです。科目の学習が一通り終われば、その科目を総復習して、科目別答練で知識が定着しているのかを確認します。
- ・ 本試験形式の答練を受けます。学習が一通り終われば、あとはいよいよ本試験に向けて、本試験での対応を身につけます。

(5) 憲法の得点の目安

80%～90%の正解率を目指します。問題のレベルが比較的易しいことに加えて、学習しなければならない分量は多くはありません。また、基本講義では最初に学習しますから、時間的な余裕もあります。そこで、憲法では、80%～90%の正解率を目指します。

2 憲法総論

生徒：憲法は出題割合の点からいうと、試験全体で1割程度ということですが、これは行政法や民法に比べるとずっと低いですね。あまり重要な科目ではないと考えていいのですか？

先生：そんなことはありません。出題割合は低くても、憲法は最高法規といわれ、他のすべての法令に優越する力があり、憲法に反する法令を無効とする力をもつものです。また、行政書士試験における最重要科目である行政法とのつながりが大変強く、行政法を学習する際の前提となる知識がたくさん含まれています。

生徒：へえ、そうなんですか。ところで、憲法には、どんな内容が書かれているのですか？

先生：憲法の内容は、人権と統治と呼ばれる2つの分野に分けることができます。しかし、それらの具体的内容に入る前に、まずは憲法の特徴や基本的な原理をみていくことにしましょう。

(1) 憲法とは

<Q&A>

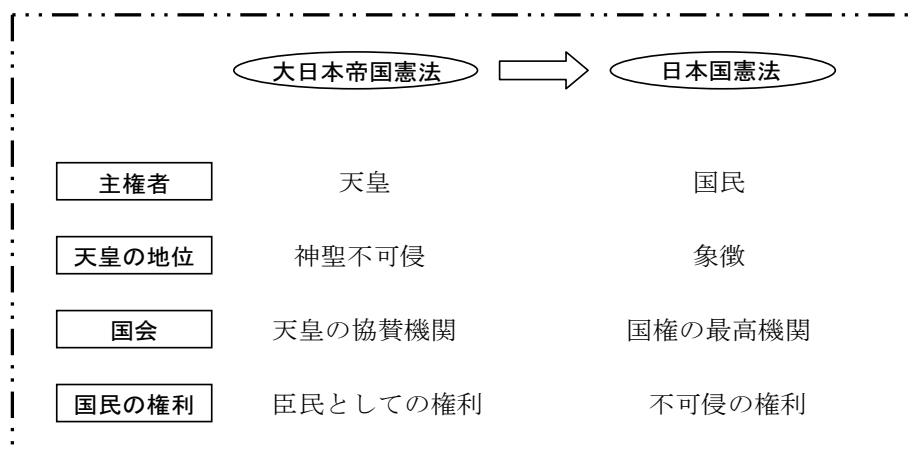
Q：日本国憲法はいつ作られたの？ また、どういう特徴をもっているもののなの？

① 日本における憲法

日本で最初に作られた憲法は、1889年に制定された大日本帝国憲法です。明治時代に制定されたので、通称、明治憲法と呼ばれています。しかし、第二次世界大戦後、GHQ（連合国総司令部）の占領統治のもとで、より民主的な憲法として日本国憲法が制定されました。日本国憲法は1946年11月3日に公布され、翌1947年5月3日に施行されています。

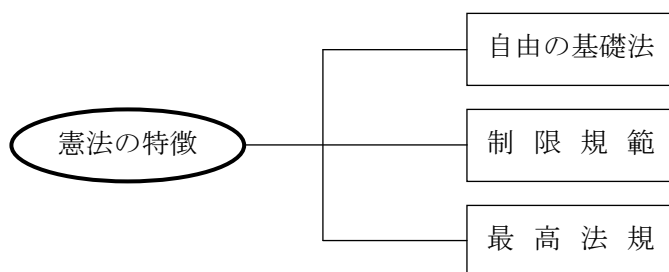
大日本帝国憲法においては、天皇が主権者とされ、国民の権利の保障も不十分なものでしたが、日本国憲法においては、国民が主権者とされ、基本的人権の保障が強く謳われています。

〔参考：大日本国憲法から日本国憲法へ〕



② 日本国憲法の特徴

憲法には、(a)自由の基礎法であるということ、(b)制限規範であるということ、(c)最高法規であることという、3つの重要な特徴があります。



(a) 自由の基礎法

18世紀末の近代市民革命以降、憲法が制定された目的は、国民の自由が国家権力によって不当に制限されることのないよう、その自由を保障することにあります。したがって、憲法は、国民の権利・自由を保障する規定をおき、国民の自由の保障を基礎づける「自由の基礎法」としての特徴を持っています。

(b) 制限規範

憲法が自由の基礎法として国民の自由を守るためには、その自由を侵害する可能性の高い存在である国家権力を制限していくことが必要になります。そこで、憲法は、国民の自由を国家権力から守るという意味で、国家権力を制限する法、つまり「制限規範」として働くことになります。

(c) 最高法規

憲法が国民の自由を守るため国家権力を制限していく法であるとする、すべての国家権力よりも上位にあって、すべての国家権力に歯止めをかけることが可能でなければなりません。そのためには、憲法の効力が他の法規範に優越し、わが国の法体系において最上位にあることが必要になります。このことを憲法の「最高法規」性と呼びます。その結果、憲法に反する法規範は無効となります。

<Q&A>

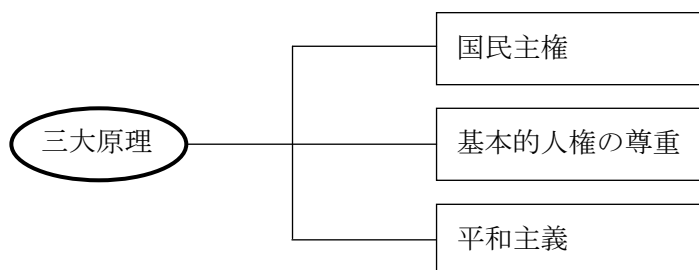
A：日本国憲法は第二次世界大戦後の1946年に作られました。憲法は、自由を基礎づける法、国家権力を制限する制限規範、最も強い法である最高法規としての特徴を有しています。

(2) 日本国憲法の基本原理

<Q&A>

Q：日本国憲法は、どういう原理に基づいて作られているの？

①国民主権、②基本的人権の尊重、③平和主義が三大基本原理です。



① 国民主権

国民主権とは、簡単にいえば、国民が政治の主人公であるということです。ただ、もう少し厳密な言い方をすれば、この場合の「主権」とは「国政の最高決定権」のことを指していますので、それが国民にあるということ、つまり、国民に国の政治のあり方を最終的に決定する力または権威があることを指すことになります。

条文チェック！

第1条〔天皇の地位、国民主権〕

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

② 基本的人権の尊重

基本的人権とは、人間であることにより当然に有する権利を指すとされています。憲法は国民の自由を守るための法ですから、国民の権利・自由の保障を意味する基本的人権の尊重は、憲法によって立つ大きな原理ということになるでしょう。ただし、基本的人権という表現は、人権の中で基本的なものを特に指すものではなく、人権が基本的な権利であることを明らかにするための表現にすぎないとされており、「基本的人権」と「人権」が異なるものを指すと考える必要はありません。

条文チェック！

第11条〔基本的人権の享有と本質〕

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第97条〔基本的人権の本質〕

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

③ 平和主義

日本国憲法では、戦争放棄・戦力不保持等を規定して、徹底した平和主義の立場が宣言されています。

条文チェック！

第9条〔戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認〕

1 項

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 項

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

<Q&A>

A：日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という三大原理に基づいて作られています。

(3) 憲法の最高法規性

<Q & A>

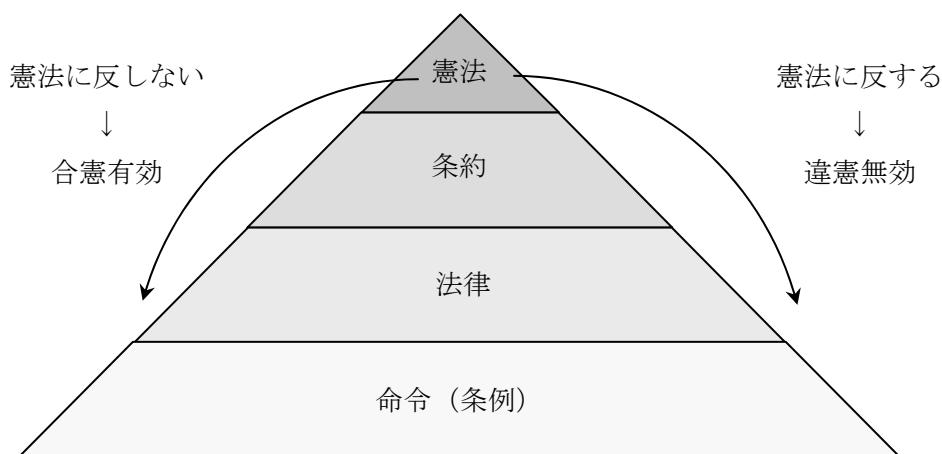
Q：憲法は日本における各種の法的なルール（法規範）の中でどういう力を持っているの？

憲法は、最高法規として、法規範の中で最も強い効力を有しています。これは、わが国に存在する法規範の中でその地位が最上位にあることを意味しており、憲法に反する法令や国家の行為は無効となります。

わが国に存在する法規範には、各種の名称が付されていますが、憲法以外には、条約、法律、命令、条例という名称をもった法規範が存在します。これらの法規範の間には、それぞれ上下関係が存在し、段階構造をなしています。

一般的に、憲法→条約→法律→命令→条例の順序で効力が弱くなると考えられており、下位の法は上位の法に反することはできません。

そして、法体系の中で最上位にある憲法に反することを違憲、憲法に合致していることを合憲とよんでいます。



● 条文チェック！

第98条〔憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守〕

1 項

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 項

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

<Q&A>

A：憲法は、あらゆる法的なルール（法規範）の中で最も強い効力を持ち、憲法に反する法令等を無効とする力があります。

Q④過去問を解いてみよう

次の文は、日本国憲法第98条の条文である。〔ア〕から〔エ〕までに入る語句の組合せとして、正しいものはどれか。
〔平成3年－問26〕

第98条 この憲法は、国の〔ア〕であって、その条規に反する法律、〔イ〕、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した〔ウ〕及び確立された〔エ〕は、これを誠実に遵守することを必要とする。

	ア	イ	ウ	エ
1	最高法規	規則	協定	国際慣習
2	最高法規	命令	条約	国際法規
3	最高規範	規則	協定	国際法規
4	最高法規	規則	条約	国際法規
5	最高規範	命令	条約	国際慣習

〈解説〉

正確な条文の理解が要求されている問題です。アの憲法の「最高法規」性とイに「命令」が入ることは必須の知識といえるでしょう。

ア 最高法規

「最高法規」とは、国法秩序において他のすべての法形式に優越する効力をもつ法規範をいいます。憲法98条は、憲法を最高法規とし、これに反する法形式は効力を有しない、つまり無効と規定しています。

イ 命令

「命令」とは、国の行政機関が制定する法規範のことであり、政令・省令などがあります。

ウ 条約

「条約」とは、文書による国家間の合意のことです。

エ 国際法規

通常、「国際法規」とは、条約と国際慣習法のことを指しますが、憲法98条2項では、条約がすでに出ているので、「確立された国際法規」は、国際慣習法のことを指すこ

とになります。「国際慣習法」とは、国家間の慣行を基礎にして形成される国際法規の事です。

正解 2

3 基本的人権

生徒：人権の分野は、行政書士試験の憲法という科目の中ではどのくらいの重要性があるのでしょうか？

先生：憲法では、人権と統治でほぼ同じくらいの分量がありますし、出題の量でも、年度によって変動はありますが、ほぼ半々といっていると思います。

生徒：人権の分野では、どのような学習をしていけばいいのでしょうか？

先生：まずは、どのような人権が憲法上規定されているのかを条文に沿って覚えていく必要がありますね。ただし、実際の出題の対象になるのは、条文そのものよりも最高裁判所の判断である判例の方です。

生徒：それはなぜですか？

先生：人権の分野の条文は非常に簡潔に規定されており、条文だけでは、人権の内容やどういう場合に制限が許されるのかが明らかではないからです。ただし、条文の内容を理解しておかなければ判例は理解できませんので、まずはしっかり条文を押さえておく必要があります。入門講座では、基本的人権の概略を押さえることを目的としていきましょう。

(1) 人権の性質

<Q&A>

Q：人権にはどのような性質があるの？また、その中にはどのような権利が含まれているの？

① 人権の性質

人権には、(a)固有性、(b)不可侵性、(c)普遍性とよばれる性質があります。

(a) 固有性

人権の固有性とは、人権が、人間であることにより当然に有するとされる権利であることをいいます。

(b) 不可侵性

人権の不可侵性とは、人権が原則として公権力により侵害されないとされていることをいいます。

(c) 普遍性

人権の普遍性とは、人権が人種・性別・身分などの区別なく、人間であれば享受できる権利であることをいいます。

② 人権の分類

人権は、(a)包括的基本権、(b)自由権、(c)受益権、(d)参政権、(e)社会権に分類

することができます。

(a) 包括的基本権

包括的基本権とは、具体的には幸福追求権と平等権のことを指します。個別的人権規定の保障が及ばない内容につき、人権保障の根拠になる包括的な規定です。

(b) 自由権

自由権とは、国家の権力的な介入を排除して、個人の自由な意思決定と活動を保障する人権をいい、内容によって、精神的自由・経済的自由・人身の自由に分類されています。

(c) 受益権

受益権とは、国家に対して積極的な行為を要求する権利をいいます。国務請求権ともよばれています。

(d) 参政権

参政権とは、国民が政治に参加する権利をいいます。

(e) 社会権

社会権とは、個人の生存や生活に必要な諸条件の確保を国家に要求する権利をいいます。

包括的基本権	幸福追求権（13条） 平等権（14条）	
自由権	精神的自由	思想・良心の自由（19条） 信教の自由（20条） 表現の自由（21条） 学問の自由（23条）
	経済的自由	職業選択の自由（22条） 財産権（29条）
	人身の自由	基本原則（18条、31条） 被疑者・被告人の権利（33条～39条）
受益権	請願権（16条） 裁判を受ける権利（32条） 国家賠償請求権（17条） 刑事補償請求権（40条）	
参政権	公務員選定罷免権（15条）	
社会権	生存権（25条） 教育を受ける権利（26条） 勤労の権利（27条） 労働基本権（28条）	

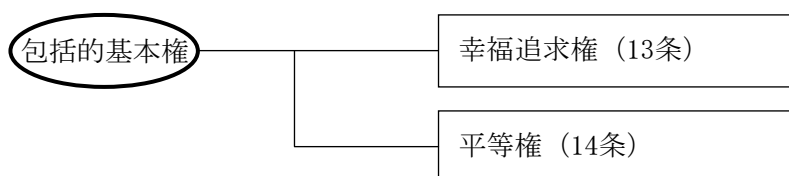
<Q&A>

A：人権には、人間であれば当然享受できる性質、および、原則として公権力によって侵害されないという性質があります。また、人権は、包括的基本権・自由権・受益権・参政権・社会権に分類されます。

(2) 各人権の内容

① 包括的基本権

包括的基本権には、幸福追求権（憲法13条）と平等権（同法14条）が含まれています。



(a) 幸福追求権

<Q&A>

Q：憲法で明記されているもののみが憲法上保障される人権であり、憲法上明記されていない肖像権やプライバシーの権利は、憲法上は一切保障されないと考えべきなの？

幸福追求権とは、憲法13条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を指していますが、この規定は、憲法の中には明記されていないものの、社会の変化にともない人権として保障する必要が生じた権利を新しい人権として保障するための根拠規定と考えられています。

そして、幸福追求権の具体的内容としては、判例上、肖像権やプライバシー権（前科を公表されない権利、指紋押なつを強制されない権利）などが認められています。

条文チェック！

第13条〔個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉〕

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

<Q&A>

A：憲法13条の幸福追求権が憲法上明記されていない権利を新しい人権として保障する根拠となり、肖像権やプライバシー権にも憲法上の保護が及ぶと考えられています。

(b) 平等権

<Q&A>

Q：国が、正当な理由もなく、法律において、男性を優遇し、女性を差別する内容を定めた場合、憲法上はどのような問題が生じるの？

憲法14条は、法の下での平等を規定し、国民を人種・信条・性別・社会的身分・門地によって差別してはならないことを規定しています。

ここでいう「法の下での平等」とは、行政機関・司法機関が法を適用する際の平等というだけにとどまらず、立法機関が法を制定する際の平等をも意味しています。

したがって、国が、法律において、男性を優遇し、女性を差別する内容を定めた場合、憲法14条の「法の下での平等」に違反することになります。

ただし、ここでいう「平等」とは絶対的機械的平等のことではないとされているので、正当な理由があれば、取扱いに差を設けることも許されることとなります（相対的平等）。

なお、憲法14条に列举されている「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」は、差別の原因となりえるものを例として挙げているだけと考えられているので、これ以外の理由による差別も禁止されています。



条文チェック！

第14条〔法の下での平等〕

1 項

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

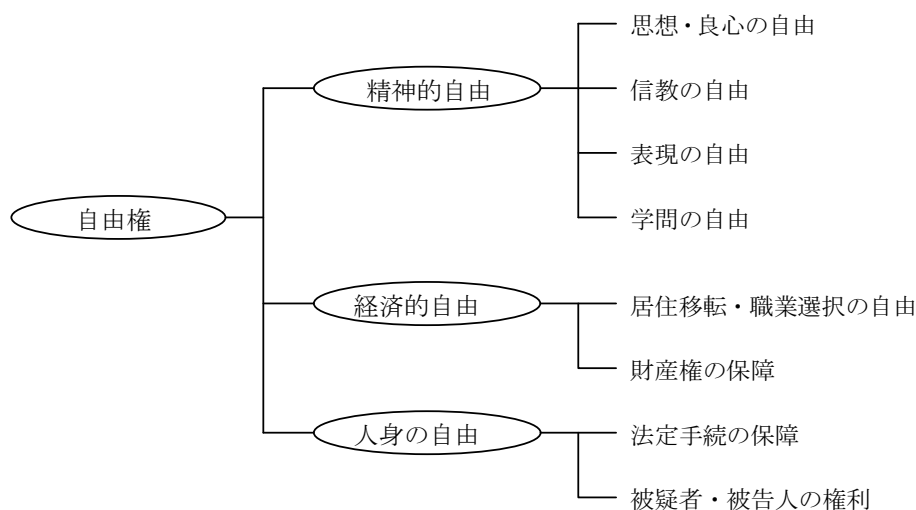
<Q&A>

A：国が、正当な理由もなく、男女を差別する法律を制定した場合、法の下での平等を規定する憲法14条1項に反し、平等権の侵害となりますので、その法律の規定は違憲無効となります。

② 自由権

自由権は、精神的自由として、思想・良心の自由（19条）、信教の自由（20条）、表現の自由（21条）、学問の自由（23条）、経済的自由として、職業選択の自由（22条）、財産権（29条）、人身の自由として、法定手続の保障（31条）や被疑者・被告人の権利（33～39条）等、多岐にわたります。

その中でも、代表的な人権である信教の自由、表現の自由、財産権についてみておきましょう。



(a) 信教の自由

<Q&A>

Q1：国は、Aさんがある特定の宗教を信仰していることを理由として、公務員として採用しないことにしました。このような場合、憲法上どのような問題が生じるの？

Q2：また、逆に、特定の宗教団体にのみ補助金を出すなど優遇的な措置を執った場合、憲法上どのような問題が生じるの？

憲法は、20条1項前段において、信教の自由を保障しています。その内容としては、具体的には、㊦信仰の自由、㊧宗教的行為の自由、㊨宗教的結社の自由があります。

㊦ 信仰の自由 ⇒ 内心において特定の信仰を持つ自由

㊧ 宗教的行為の自由 ⇒ 宗教上の儀式や行為を行う自由

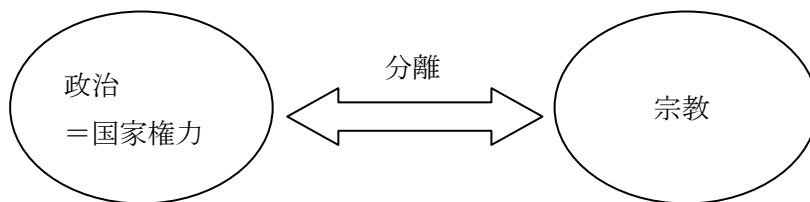
㊨ 宗教的結社の自由 ⇒ 宗教上の団体を結成する自由

信仰の自由は、心の中でどのような信仰をしているかにかかわる自由であり、内心における自由なので、絶対的に保障されるとされています。

したがって、特定の宗教を信仰していることを理由として、国がその者を公務員として採用しないこととするのは、その者の信教の自由を侵害していることになり、憲法違反となります。

また、憲法は、20条1項後段と3項において、信教の自由を間接的に保障するために、政教分離原則を採用しています。これは、政治（＝国家権力）と宗教の結びつきを禁止する原則です。

〔政教分離原則〕



したがって、国が特定の宗教に肩入れをすることはこの原則に反し、憲法違反となりえます。特定の宗教団体にのみ補助金を出すなど優遇的な措置を執った場合、国が特定の宗教に援助をしていることになるので、政教分離原則違反の問題が生じます。

条文チェック！

第20条〔信教の自由、政教分離〕

1 項

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 項

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 項

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

<Q&A>

A 1 : 国がある特定の宗教を信仰していることを理由として公務員として採用しないことにした場合、その宗教を信仰する者に対する信教の自由の侵害となり、憲法20条1項に違反することになります。

A 2 : また、特定の宗教団体にのみ補助金を出すなど優遇的な措置を執った場合、政教分離原則違反の問題が生じます。

(b) 表現の自由

<Q&A>

Q1：国が、現政権に都合の悪いニュースを報道しようとしているテレビ局に対して、そのニュースを報道することを禁じました。このような場合、憲法上どのような問題が生じるの？

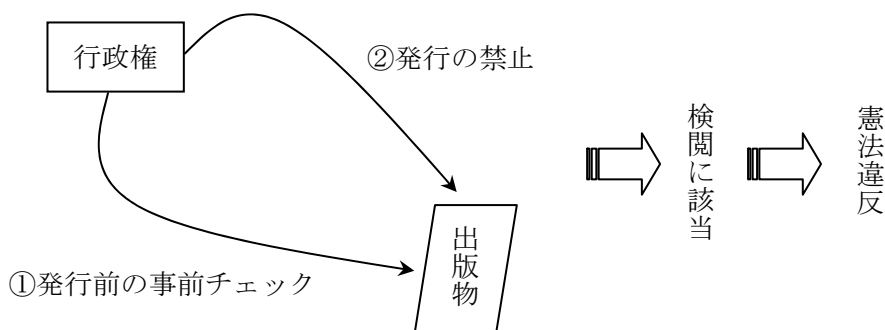
Q2：また、国が、出版社に対して、出版物につき総務省への事前の提出を義務づけ、出版物として好ましくない内容のものは総務大臣の判断により出版を禁止する制度を作りました。このような場合、憲法上どのような問題が生じるの？

憲法21条1項は表現の自由を保障しています。条文では、この表現の自由の内容として、集会・結社の自由、言論・出版の自由が例として挙げられていますが、表現の自由という「表現」とは、単に思想・信条の発表に限定されるものではなく、思想・信条・感情・意見・事実・知識など個人の精神的活動にかかわる一切のものの伝達に関する活動を意味すると考えられています。

そして、報道機関における報道の自由も、表現の自由の1つに含まれていると考えられていますから、憲法21条1項で保障されるものといえます。

したがって、国が、現政権に都合の悪いニュースを報道しようとしているテレビ局に対して、そのニュースを報道することを禁じることは、表現の自由を侵害するものとして憲法違反となりえます。

また、憲法21条2項前段では、検閲の禁止を宣言しています。検閲とは、行政権が表現内容を審査し、不相当と認める場合に、その発表を禁止することをいいます。



国が、出版社に対して、出版物につき総務省への事前の提出を義務づけ、総務大臣の判断により出版物として好ましくない内容のものは出版を禁止する制度は、検閲に該当するので、このような制度を作った場合、憲法21条2項違反となり、その制度は違憲無効なものとなります。

条文チェック！

第21条〔集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密〕

1 項

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 項

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

<Q&A>

A 1 : 国の行為は、表現の自由に対する侵害となり、憲法21条 1 項に反することになります。

A 2 : 国が、出版社に対して、出版物につき総務省への事前の提出を義務づけ、総務大臣の判断により出版物として好ましくない内容のものは出版を禁止する制度は、検閲となりますので、このような制度を作った場合、憲法21条 2 項違反となります。

(c) 財産権

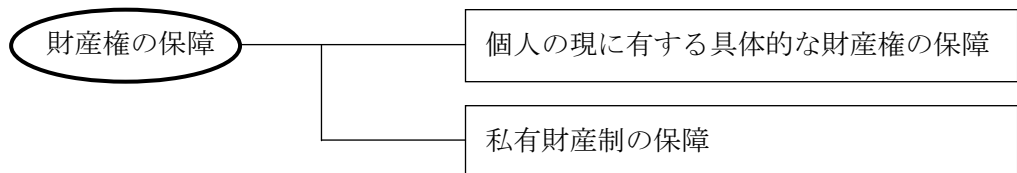
<Q&A>

Q 1 : 自分が所有する財産に関する権利は憲法上権利として保障されていないの？

Q 2 : 自分が所有する財産を国が強制的に奪うことができるの？

Q 3 : 自分が所有する財産を国が強制的に奪うことができるとした場合、それに対して金銭的な対価を受けられるという憲法上の保障はないの？

憲法29条 1 項は、財産権を保障しており、この財産権には、⑦個人の現に有する具体的な財産権の保障、⑧私有財産制の保障という 2 つの面が含まれています。したがって、自分が所有する財産に関する権利は、憲法上の権利として保障されています。



また、憲法29条 2 項では、公共の福祉の観点から、法律によって財産権が制約可能であることを規定していますので、正当な理由があれば、個人の有する財産を国が強制的に奪うことができます。

ただし、憲法29条3項において、私有財産を奪う場合には、正当な補償が必要であることを規定していますので、国が私有財産を強制的に奪う場合には、その所有者に対して相当な金銭的補償をする必要があることになります。

条文チェック！

第29条〔財産権〕

1 項

財産権は、これを侵してはならない。

2 項

財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 項

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

<Q&A>

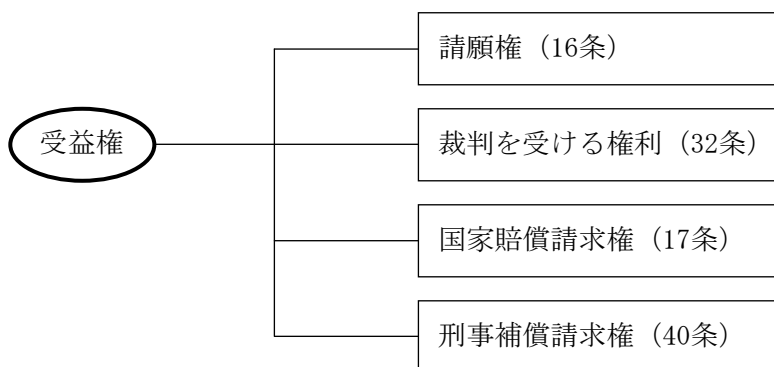
A 1：憲法29条1項の財産権保障には、自分が所有する財産に関する具体的な財産権が含まれています。

A 2：財産権も公共の福祉のために国が強制的に奪うことは可能です。

A 3：私有財産を奪う場合には、正当な補償をしなければならない旨が憲法上明記されています。

③ 受益権

受益権には、請願権、裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事補償請求権があります。



(a) 国家賠償請求権

<Q&A>

Q：公務員が仕事をしている最中に、その過失によって市民が損害を受けた場合、その公務員が所属している国等に損害賠償を請求することはできるの？

憲法17条では、国家賠償請求権が規定されています。これは、公務員の不法行為（故意・過失に基づく違法行為）により損害を受けた国民が国・公共団体に対して賠償を求める権利です。

この制度を具体化する法律として国家賠償法が制定されています。なお、行政書士試験では、国家賠償法も行政法における出題科目となっていますので、詳しくは行政法で学習します。

<Q&A>

A：国家賠償請求権が憲法上保障されていますので、その公務員が所属する国等に対して損害賠償請求をすることができます。

④ 参政権

参政権とは、国の政治に参加する権利のことです。間接民主制を採る日本においては、議員が国民意思の代弁者として議会で活動していますが、その議員を選ぶ権利である選挙権が参政権の中心となります。憲法の条文では、15条1項の「公務員を選定」する権利がこれを指しているとされています。

さらに、議員に立候補する権利である被選挙権もこの参政権に含まれています。ただし、憲法の明文で、被選挙権について保障した規定はありませんが、判例上は、被選挙権も15条1項を根拠に認められると考えられています。

条文チェック！

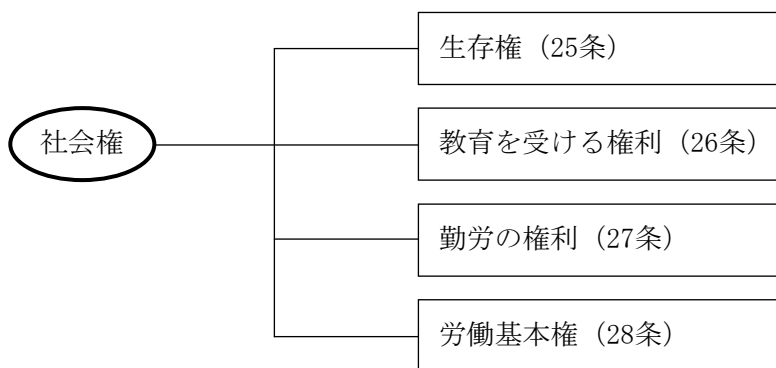
第15条〔公務員の選定罷免権〕

1 項

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

⑤ 社会権

社会権には、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権があります。社会的・経済的弱者の保護という福祉国家の理念から保障されるようになった人権です。



(a) 生存権

<Q&A>

Q：最低限度の生活すら営めない状況にある場合、憲法を直接の根拠として、国に対し、なんらかの給付を求めることができるの？

憲法25条1項は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」について規定していますが、これが生存権とよばれる権利です。

ただし、判例上、生存権は、個々の国民に対して具体的権利を保障したものではなく、国に対して、国民の生存を確保すべき政治的・道義的義務を課したものにすぎないと考えられています。したがって、それを具体化する法律ができて初めて具体的な権利となるので、憲法25条を直接の根拠として、最低限度の生活を送るための給付を求めることはできないことになります。

条文チェック！

第25条〔生存権〕

1項

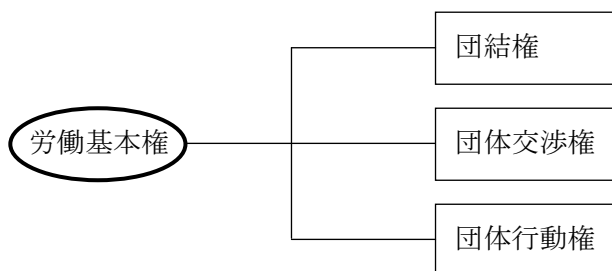
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

<Q&A>

A：憲法には、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」＝生存権を保障する規定がありますが、これは国民に具体的な権利を付与するものではないので、最低限度の生活すら営めない状況にある場合、憲法を直接の根拠として、国に対し、なんらかの給付を求めることはできません。

(b) 労働基本権

労働基本権とは、具体的には、団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権）の3つの権利を指します。



団結権とは労働組合などを結成する権利です。

団体交渉権とは、団結権によって結成された労働組合などを通じて、使用者と労働条件について交渉する権利です。

団体行動権（争議権）とは、団体交渉を有利に進めるために、ストライキなどの実力行使によって労働組合などが必要な行動をとる権利です。

条文チェック！

第28条〔勤労者の団結権・団体交渉権その他団体行動権〕

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

Q&A過去問を解いてみよう

次の権利のうち、日本国憲法上明文で規定されていないものはどれか。

[平成3年一問21]

- 1 良好な環境を享受する権利
- 2 法律の制定に関し請願する権利
- 3 公務員を選定し、及び罷免する権利
- 4 勤労者の団結する権利
- 5 裁判所において裁判を受ける権利

〈解説〉

日本国憲法が明文で規定している人権はすべて覚えておきましょう。

- 1 × 「良好な環境を享受する権利」を明文で規定した条文はありません。これはいわゆる「環境権」を指していると思われますが、「環境権」については、現在までのところ、判例上も憲法上の権利として認められていません。
- 2 ○ 憲法16条の「請願権」のことです。
- 3 ○ 憲法15条1項の「選挙権」のことです。
- 4 ○ 憲法28条の「団結権」のことです。「労働基本権」の1つですね。
- 5 ○ 憲法32条の「裁判を受ける権利」のことです。

正解 1

Q④過去問を解いてみよう

次の基本的人権のうち、日本国憲法上明文で規定されていないものはどれか。

[平成5年一問21]

- 1 集会の自由
- 2 国籍離脱の自由
- 3 立候補の自由
- 4 思想及び良心の自由
- 5 外国移住の自由

〈解説〉

「明文で」とあるので、やはり条文を覚えておく必要がありますね。

- 1 ○ (憲法21条1項)
- 2 ○ (同法22条2項)
- 3 × 「立候補の自由」は明文で規定されていません。明文で規定されているのは、「公務員を選定し、及びこれを罷免する」権利(同法15条1項)、つまり、「選挙権」です。
ただし、判例は、「立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、……憲法15条1項には、……立候補の自由について、直接には規定していないが、これもまた、同条同項の保障する重要な基本的人権の1つと解すべき」としています(三井美唄事件：最大判昭43.12.4)。
- 4 ○ (同法19条)
- 5 ○ (同法22条2項)

正解 3

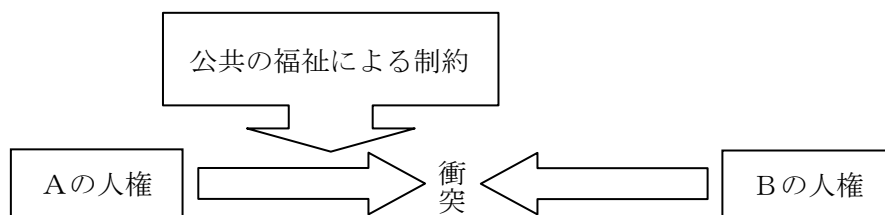
(3) 人権の制限（公共の福祉による制限）

<Q&A>

Q：憲法上の人権として規定されるものについて制限を加えた場合、それは憲法違反として許されないということになるの？

日本国憲法では、人権を「侵すことのできない永久の権利」としていますが、それは人権が絶対無制約であるということを意味するわけではありません。他人の権利を侵害する形で人権が行使された場合や人権同士のぶつかり合いが生じた場合には、人権が制約されることも認めなければ、すべての国民に人権を公平に保障することはできないからです。

したがって、他者加害の防止や人権相互の調整のために人権も制約されることはあることになります。このような場合に登場する制約の原理、根拠となる考え方が、「公共の福祉」と呼ばれるものです。



公共の福祉とは、「人権相互の矛盾・衝突を調整するための公平の原理であり、すべての人権に内在する制約の原理」とであると一般的には考えられていますが、この意味は難しいですね。今のところは、人権間において矛盾や衝突が起きた際にそれを調整するために登場する制約の原理であること、公平にすべての国民に人権を保障するために働く原理であること、人権内部で生じ、最初から人権の中に組み込まれた制約の原理であると考えておいてください。

なお、大日本帝国憲法においては、法律を制定しさえすれば容易に人権を制限できるとする考え方が採られていました。これは「法律の留保」のついた人権保障とよばれていましたが、日本国憲法ではこの考えは採られていないので、法律を制定しさえすれば人権を制限してよいということにはなりません。日本国憲法のもとでは、その法律による人権制限が、公共の福祉による制約として許されるものかどうか吟味されることになります。

<Q&A>

A：憲法上の人権であっても公共の福祉による制限は受けますので、その制限が公共の福祉による制限として許されるものであった場合、憲法違反とはなりません。

Q④過去問を解いてみよう

次の憲法条文の例のうち、権利の保障のあり方について、他とは異なる考え方に基づくものはどれか。〔平成15年－問題3〕

- 1 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 2 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。
- 3 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 4 日本国民は法律の範囲内において居住及び移転の自由を有する。
- 5 学問の自由は、これを保障する。

〈解説〉

肢4は大日本帝国憲法のもとでの権利の保障についての規定、それ以外の肢は、日本国憲法のもとでの人権保障に関する規定です。

- 1 ○ 日本国憲法19条です。何の留保もつけずに「思想・良心の自由」を保障する旨の規定の仕方をしており、他と異なるとはいえません。
- 2 ○ 日本国憲法20条1項前段です。何の留保もつけずに「信教の自由」を保障する旨の規定の仕方をしており、他と異なるとはいえません。
- 3 ○ 日本国憲法21条1項です。何の留保もつけずに「集会・結社・表現の自由」を保障する旨の規定の仕方をしており、他と異なるとはいえません。
- 4 × 「法律の範囲内」において居住・移転の自由を有するとしており、何の留保もつけずに自由を保障している他の肢の考え方とは異なります。これが、大日本帝国憲法下での「法律の留保」の付いた権利保障の考え方です。
- 5 ○ 日本国憲法23条です。何の留保もつけずに「学問の自由」を保障する旨の規定の仕方をしており、他と異なるとはいえません。

正解 4

－復習ノート①－

1. 日本国憲法に規定されている人権は、包括的基本権、平等権、請求権（受益権）、参政権、〔①〕に分類される。
2. 「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、〔②〕又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」
3. 憲法 14 条 1 項の「法の下に平等」は、〔③〕平等を意味している。
4. 国家が個人の領域に対して介入することを排除して、個人の自由な意思決定と活動を保障する人権を〔④〕という。
5. 自由権は、精神的自由、経済的自由、〔⑤〕に分類される。
6. 国家と宗教との結びつきを禁止する原則を〔⑥〕原則という。
7. 憲法 21 条 2 項には、「〔⑦〕は、これをしてはならない。」と規定されている。
8. 「私有財産は、正当な〔⑧〕の下に、これを公共のために用ひることができる。」
9. 「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、〔⑨〕の権利である。」
10. 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を〔⑩〕という。
11. 労働基本権とは、〔⑪〕、団体交渉権、団体行動権（争議権）の 3 つを指している。
12. 人権間で衝突が起こった場合に、その矛盾、衝突を調整するための原理を〔⑫〕という。

【解答】

- ①社会権 ②社会的身分 ③相対的 ④自由権 ⑤人身の自由 ⑥政教分離 ⑦検閲
⑧補償 ⑨国民固有 ⑩生存権 ⑪団結権 ⑫公共の福祉